

住民税の申告受付について

令和7年分（令和8年度）の住民税の申告受付期間は**2月16日（月）～3月16日（月）**です。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、確定申告書等の提出の際は、
「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示、又は、写しの添付」が必要となりますのでご注意ください。
※マイナンバー記載の対象者…「申告者本人」や「控除対象配偶者」、「扶養親族」及び「事業専従者」

今年の申告相談日程は右記のとおりです。申告相談では町県民税（住民税）の申告のほか、給与所得者の還付申告など簡易な所得税確定申告に限り受付けております。営業所得等の青色申告、株式等の譲渡所得、住宅借入金特別控除、損益通算、繰越控除の確定申告がある方などは若狭町役場では受付ができませんので、敦賀税務署（電話 0770-22-1010）にて申告をお願いします。

なお、税理士相談日には、e-taxに関することなどについて税理士による申告無料相談を受付けています。
相談のある方は、対象集落に関わらずお越しください。（税理士相談日 2/16・2/18）

☆相談の際には事前準備をしましょう

申告相談にお越しの際には事前に次のような準備をして、相談時間の短縮にご協力をお願いします。

- ・医療費控除を受ける方は、令和7年中に支払った医療費の合計額を先に計算しておいてください。
(世帯員の氏名や病院名ごとにまとめて、事前に集計してください)
- ※マイナポータルより1月～12月の医療費通知情報をダウンロードし、プリントをしていただく事をおすすめします。
- ・営業所得や農業所得のある方は、収入金額及び経費などを事前に集計し、収支内訳書を作成してください。

☆申告に必要なもの

- ・本人確認ができる書類
…例1)「マイナンバーカード」　例2)「通知カード」+「運転免許証、公的医療保険の被保険者証」など
- ・収入金額がわかるもの（給料や年金等の源泉徴収票、支払調書、帳簿など）
- ・支払った経費がわかるもの（領収書や明細書など）
- ・控除を受けるための支払額の証明書（生命保険・地震保険等の控除証明書、国民年金保険料控除証明書）
- ・医療費の支払額がわかる領収書など（保険で補填された場合は保険金の支払額がわかる書類）
- ・還付先の口座番号がわかるもの（通帳やそのコピーなど）

○申告相談日程（該当する集落の日に都合がつかない場合は他の日にお越しください。）

【三方会場】 役場三方庁舎 2階 第1会議室				
受付時間：午前 9:00～11:30、午後 1:00～4:00				
月	日	曜	対象集落	
2	16	月	倉見、白屋、成願寺、上野	税理士相談日
	17	火	能登野、横渡、井崎	
	20	金	高岸、三十三団地、岩屋、田上、東黒田	
	24	火	相田、藤井、南前川	
	27	金	佐古、田名、向笠、三方	
3	2	月	北前川、鳥浜	
	5	木	館川、気山、上瀬	
	6	金	海山、世久見、食見、塩坂越、遊子、小川、神子、常神	
	9	月	成出、田井野、梅ヶ原、田立、別庄、世久津、伊良積、北庄	
	13	金	予備日	
	16	月	予備日	

【上中会場】 役場上中庁舎 2階 第1会議室				
受付時間：午前 9:00～11:30、午後 1:00～4:00				
月	日	曜	対象集落	
2	18	水	大鳥羽、上黒田、麻生野、 海土坂、三生野、無惡	税理士相談日
	19	木	三田、小原、南、山内、持田、長江、朝霧	
	25	水	末野、安賀里、下夕中、有田、下吉田	
	26	木	上吉田、脇袋、瓜生、関、若葉、瓜生コーポ	
3	3	火	グリーンハイツ、熊川、新道、河内、せせらぎ	
	4	水	仮屋、若王子、三宅、市場、井ノ口	
	10	火	天徳寺、神谷、日笠、かみなかコーポ	
	11	水	杉山、堤、兼田、武生、玉置、上野木、中野木、下野木	
	12	木	予備日	

*若狭三方漁協本所で行っていた申告は、今年から三方庁舎に変更になります。

◎朝は混雑することが多いので、午後の来庁をおすすめします。

○所得の無い方でも税申告が必要な場合があります。

所得の無い方でも次のような場合に該当する方は、所得が無いことの申告が必要となります。

- ・所得証明が必要な方（奨学金を申請する時、勤務先に家族の扶養申請が必要な時など）
- ・各種減免制度を受ける方（国民健康保険税の軽減、国民年金の免除申請、医療費の限度額認定など）
- ・福祉サービスを受ける方

○要介護認定1以上の認定を受けておられる高齢者の方は、障害者控除の対象となる場合があります。

ただし、町長の発行する認定書の交付が必要となりますので、事前に若狭町福祉課へご確認ください。

問い合わせ先：若狭町 福祉課 TEL 0770-62-2703

住民税申告等に関する問い合わせ先：若狭町 税務住民課 TEL 0770-45-9101